

川崎市交通局規程第32号

川崎市交通局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年11月28日

川崎市交通事業管理者

交通局長 水澤邦紀

川崎市交通局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程の一部を改正する規程

川崎市交通局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程（昭和38年交通局規程第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の70」を「100分の72.5」に改める。

第4条の3第1項第1号中「100分の118.5」を「100分の121」に、「100分の210」を「100分の215」に改め、同項第2号中「100分の111」を「100分の113.5」に、「100分の118.5」を「100分の121」に改め、同項第3号中「100分の103.5」を「100分の106」に改め、同項第4号中「100分の97.5」を「100分の100」に改める。

第4条の4第1項第1号中「100分の52.5」を「100分の55」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の52.5」に改め、同項第3号中「100分の47.5」を「100分の50」に改める。

附 則

この規程は、令和7年12月1日から施行する。